

広報永平寺

臨時号 25

令和4年7月15日発行

永平寺町の新型コロナワクチン接種

4回目接種について

永平寺町では、新型コロナワクチンの4回目接種を次の通り実施しています。



接種対象 新型コロナワクチン3回目接種から5か月が経過した①②の人です。

- ①60歳以上の人
- ②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人
その他、重症化リスクが高いと医師が認める人
※②に該当するかは、かかりつけ医にご相談ください



※基礎疾患等については
こちらをご覧ください

②に該当する**18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人など**で、4回目の接種を希望する場合は、接種券の発行申請が必要です。

永平寺町新型コロナワクチン接種コールセンターへご連絡ください。TEL: 0776-61-0556 (平日9時~17時)



町のワクチン
追加接種詳細
(4回目)

接種券 接種券が届いたら予約できます

3回目接種完了時期	発送時期	対象者数
令和4年2月14日までに接種した人	7月中旬	1500人
令和4年2月28日までに接種した人	7月下旬	1900人
令和4年3月31日までに接種した人	8月下旬	2000人
以降、順次送付します※1		

お願い

やむを得ずキャンセルする場合は、必ずご連絡ください



個別接種 町内7医療機関で実施しています。医療機関での予約はできません。

集団接種

日 時	使用するワクチン	会 場
8月 7日 (日) 午前・午後	武田 / モデルナ	永平寺町保健センター
8月11日 (木・祝) 午前・午後	ファイザー	

夏休み中に、計画的に新型コロナワクチン接種を受けましょう

小児(5~11歳)は、9月30日※2までに2回目接種を終えられるよう、間隔を考慮してください。12歳から17歳までの方も夏休みの中に接種を済ませることをお勧めします。

※1 ※2

現時点で国は、令和4年9月30日までを実施期間としています。以降の接種については、新たに国から方針が示されましたらお知らせします

町民のみなさまへ 「役場でのクラスター発生について」

町民のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、役場の窓口担当課において、7月7日から7月12日の間に6名の新型コロナウイルス感染が確認されました。感染者および濃厚接触者につきましては、保健所の指示を仰ぎながら、自宅待機等の対応をとっております。業務継続が心配されている窓口業務につきましては、他部署の職員から応援体制を整え、通常通り実施しております。

現在、消毒の徹底やPCR検査等、可能な限りの

対応をとっておりますが、今後も油断することなく、さらに気持ちを引き締めて感染拡大防止に努め、安定した町民サービスの提供に努めてまいります。

町民のみなさまにおかれましても、より一層の体調管理にご留意いただき、引き続き、感染拡大防止について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月13日

永平寺町長 河合 永充

新型コロナの
感染が
拡大しています

徹底
しよう！

感染症対策！
マスク着用
手洗い
手指消毒



令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活困窮などに直面した方々の生活支援として、1世帯あたり10万円の現金を給付します。

ただし、令和3年度住民税非課税給付金を受給された世帯は除きます。

【受給手続き】

① 令和4年度住民税非課税世帯

対象となる世帯の世帯主あてに支給要件確認書を郵送します。振込先の口座情報を記載していますので、変更がないか確認し、必要事項を記入して返送してください。

※ 世帯の中に令和4年度住民税申告が未済の方や、令和4年1月2日以降に転入した方がいる世帯は申請が必要です。また、一人暮らしの学生など、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外です。

② 家計急変世帯

受給を希望する場合は、申請が必要となりますので、永平寺町福祉保健課までお越しください。

問合せ

福祉保健課

TEL：61－3920